

荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）専門部会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）専門部会」（以下「専門部会」という。）と称する。

（目的）

第2条

専門部会は、荒川下流域の関係機関が連携・協力し、台風等の来襲によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した荒川下流タイムライン（以下「荒川下流TL」という。）の検討や運用等を図り、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

（位置付け）

第3条 専門部会は荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第6条に基づく専門部会として位置付ける。

（所掌事項）

第4条 専門部会は、次の各号の事項について所掌する。

- 一 各構成員における荒川下流TLの検討の促進及び検討状況の共有
- 二 荒川下流TLの運用
- 三 荒川下流TLの見直し・強化
- 四 荒川下流TLを用いた演習の実施
- 五 荒川下流TLの普及に向けた取り組みの実施
- 六 その他必要な事項

（組織構成）

第5条 専門部会の組織構成は、次の各号のとおりとする。

- 一 専門部会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 二 専門部会の組織の変更は、必要に応じ、専門部会に諮って承認を得るものとする。

（公開）

第6条 専門部会及び専門部会配布資料は原則として公開とする。ただし、事務局の判断により非公開とすることができる。

2 専門部会における議事要旨は、専門部会后、事務局が作成し、構成員の承諾を得た上で、事務局のホームページにより公開するものとする。

（事務局）

第7条 専門部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所に置く。

- 2 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。
- 3 事務局は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、事務局がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成28年9月6日から施行する。

荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）
専門部会 名簿（案）

東京都 総務局 総合防災部 防災対策課
東京都 建設局 河川部 計画課
東京都 建設局 河川部 防災課
東京都 交通局 総務部 安全対策推進課
埼玉県 県土整備部 河川砂防課

千代田区 災害対策・危機管理課

中央区 総務部危機管理課

中央区 環境土木部 環境政策課

港区 防災課

文京区 防災課

台東区 危機・災害対策課

台東区 道路管理課

墨田区 都市整備課

墨田区 防災課

江東区 河川公園課

江東区 防災課

北区 危機管理室

北区 土木部

荒川区 防災課

板橋区 危機管理室

板橋区 土木部

足立区 総務部 危機管理室

足立区 都市建設部

葛飾区 防災課

江戸川区 危機管理室

江戸川区 江戸川区土木部

川口市 防災課

蕨市 安全安心推進課

戸田市 危機管理防災課

東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部

東武鉄道株式会社

京成電鉄株式会社

首都圏新都市鉄道株式会社

埼玉高速鉄道株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社

東日本電信電話株式会社 東京事業部 設備部

東京都立高島特別支援学校

東京都立板橋特別支援学校
板橋区立高島平福祉園
板橋区立特別養護老人ホームいずみの苑
内閣府（防災担当）
国土交通省 気象庁 東京管区气象台
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所
国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所

【アドバイザー】

京都大学 客員教授 関克己
環境防災総合政策研究機構環境・防災研究所 副所長 松尾一郎

【オブザーバー】

警視庁 警備部
埼玉県警察本部 警備部 危機管理課
東京消防庁 警防部